

# 死刑と再審法を考える

～袴田事件・福井事件から何を学ぶか～

2026年4月16日

弁護士 森 卓 爾

- 1 再審法改正を巡る動き
- 2 袴田事件の再審開始決定と再審無罪判決
- 3 福井事件の再審開始決定と再審無罪判決
- 4 再審法改正の動き
- 5 議連の結成と議連の再審法改正案の国会提出
- 6 法務省が再審法改正について、法制審へ諮問
- 7 法制審の答申
- 8 法務省、再審法改正案を検討
- 9 自民党の法案事前審査

# 袴田事件の経過

## 事件の概要

1966年6月30日、静岡県清水市（現在・静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅が全焼。焼け跡から専務外3名の死体が発見された。死体には、刃物でめった刺しされた傷があった。警察は、味噌工場の従業員であり元プロボクサーの袴田巖さんを犯人と決めつけ、8月18日逮捕。袴田さんは、当初否認していたが、連日連夜の長時間の取り調べで自白。公判では一貫して否認

## 裁判の経緯

自白調書は、45通にも及んだが、自白の内容は、日替わりで変わり、動機についても変遷した。当初から、犯行時着衣としていたパジャマについても、警察の鑑定があてにならないことから、犯行時着衣であることが疑わしくなってきたところ、事件から1年2ヶ月を経過した後に、新たに犯行時着衣とされるいわゆる「5点の衣類」が工場の味噌樽の中から発見され、検察官は、これを犯行時着衣とする主張に変更した。

静岡地裁は、検察官の主張を認め、袴田さんに死刑の判決を言い渡した。

後に、1980年11月19日、最高裁が上告を棄却して、袴田さんの死刑が確定した

# 再審請求

## 第1次再審請求

1981年4月、第1次再審請求は、2008年3月、最高裁が特別抗告を棄却

## 第2次再審請求

2008年4月25日、第2次再審請求。5点の衣類の味噌漬け実験の結果を新証拠として提出

2010年9月、検察が任意に証拠を開示

2014年3月27日、静岡地裁は、再審開始と死刑及び拘置の執行を停止する旨の決定

これに対し、検察は、東京高裁へ即時抗告、

2018年6月11日、東京高裁・再審開始決定を取り消し、

弁護団が最高裁へ特別抗告 2020年12月22日、最高裁は、高裁決定を取消し、差戻し

2023年3月13日、東京高裁は、静岡地裁の再審開始決定を支持、検察官の即時抗告を棄却  
検察官は、今度は、特別抗告をしなかったことから再審開始決定が確定した。

## 再審公判

再審公判は、2023年10月27日から静岡地裁で始まり、15回の公判を経て、検察官は死刑を求刑し  
弁護団は、無罪を主張した。2024年9月26日、静岡地裁は、無罪判決を言渡し、検察官の上訴権放棄  
により、袴田さんの無罪が確定した。死刑再審事件は、5件目

## 袴田事件から何を学ぶか

- 1 警察・検察は、証拠をねつ造・偽造する。
- 2 えん罪の証拠は、検察・警察の非開示証拠の中にある。
- 3 開示された証拠は、みんなの知恵を集めて検討する。
- 4 検察の即時抗告・特別抗告は、再審公判を遅らせる、妨げる。

## 福井事件の経過

1986年3月19日、福井市豊岡2丁目の市営住宅で、自宅で留守番中の女子中学生が刺殺された殺人事件

2本の文化包丁によって、顔・首・胸など50ヶ所以上を滅多突きされたり、ガラス製灰皿で額や後頭部等を殴られたり、電気コードで首を絞められたりした残忍な事件。凶器は、いずれも自宅に

あった物  
1987年3月29日、前川さんが逮捕された。

逮捕されたきっかけは、事件発生後1年後に得られた5人の目撃証言。

前川さんは、一貫して犯行を否認したが、

福井地検は、1987年7月、前川さんを殺人の公訴事実で起訴をした

1審の公判は、福井地裁で開かれた

捜査段階で事件発生当夜前川の乗った車を現場近くで目撃したと供述して検察側証人として出廷した

目撃者が公判廷では、前川さんは、犯人ではないと証言した。

1審の福井地裁は、1990年9月26日の判決公判では、殺人罪について無罪を言い渡した。

前川さんは、無罪判決で釈放された。

検察官は、判決を不服として、名古屋高裁金沢支部に控訴した。

## 控訴審・上告審

控訴審では、検察側証人として、6人が証言した。

この証言の中で、事件が起きた3月19日に血のついた服を着ていた前川さんを目撃したとする証言について、テレビで歌う女性歌手に男性出演者が密着して踊っているシーンを見ていたときに呼び出され、血のついて服を着ていた前川さんを見たとの証言

(「夜のヒットスタジオ」で歌うアン・ルイスの後ろで、吉川晃司が卑猥なダンスを踊っていたシーン)が客観的事実として、証言の信憑性を裏付ける決めてとなった。

控訴審は、一審判決を破棄自判して、前川さんに懲役7年を言い渡した。

最高裁も前川さんの上告を棄却した。

## 第1次再審請求（有罪判決をした名古屋高裁金沢支部へ請求）

裁判所は、弁護団が求めていた未開示の証拠について、開示するように検察に二度にわたり勧告した。これにより、殺害現場の状況写真29通、捜査段階に供述調書など125点が開示された。

これらの検討の結果、名古屋高裁金沢支部は、2011年11月30日、再審開始の決定をした。これに対し、検察官が異議申立を行い、異議審である名古屋高裁刑事第1部が再審開始決定を取消した。2013年3月6日最高裁は、弁護団の特別抗告を棄却した。2014年12月10日

## 第2次再審請求

### 2022年10月14日、第2次再審請求

当初、検察は、証拠開示に消極的であったが、裁判所に促されて、捜査報告書など287点を開示した。開示された証拠の中に問題にシーンは、3月19日ではなく、3月26日であるとの捜査報告書があった。つまり、確定審の段階で検察は、問題のシーンが3月19日ではなく、3月26日の放送であったことを知って、隠していたのである。

2024年10月23日、名古屋高裁金沢支部は、再審開始決定をした。開始決定に対して、異議の申立をすることなく、開始決定が確定した。

## 福井事件から何を学ぶか

- 1 警察・検察は、証拠をねつ造・偽造、知っていて隠す。
- 2 えん罪の証拠は、検察・警察の非開示の中にある。
- 3 検察の抗告は、再審公判を遅らせる、妨げる。

袴田事件・福井事件から再審法改正の必要性・機運が高まる  
えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟の結成

## 再審法改正の動き

- 2024年3月11日 えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟が発足  
自民党を含めて多数の議員が参加
- 2025年6月18日 再審法改正案（刑事訴訟法の一部を改正する法律案）を提出

### 議連案のポイント

- 1 検察官保管証拠等の開示命令等
- 2 検察官不服申立の禁止
- 3 裁判官の除籍、忌避
- 4 再審請求審の期日の指定など手続き

### 法制審

- 2025年3月28日、法務大臣から「刑事再審手続きの在り方に関する諮問」がなされた。
- 2025年4月21日、刑事法（再審関係）部会第1回会議開催
- 2026年2月 2日、部会第18回会議で答申案のとりまとめ
- 2026年2月12日、法制審総会で答申案を総会で多数決で承認（賛成12・反対4）

## 再審法法制審答申内容

- 1 証拠開示は、再審請求の理由に関連すると認められる証拠
- 2 開示された証拠の目的外使用の禁止（罰則付）
- 3 再審請求審・再審公判における裁判官の除斥
- 4 再審請求についての調査手続き
- 5 再審請求審における事実の取り調べ（審判開始決定をした後）
- 6 検察官の抗告禁止の規定はない
- 7 再審請求についての意見聴取、審理を終結する日の指定及びその通知
- 8 再審開始決定の場合、死刑の執行停止、拘置の執行停止を明確化

日弁連会長声明（2026年2月2日）

法制審議会刑事法（再審関係）部会の要綱（骨子）案に反対する会長声明

- 1 「再審請求についての調査手続」は、調査手続きの段階では、裁判所は証拠の提出命令を行うことが禁止され、精神請求人が無罪につながる証拠の開示を受けられないなど、再審請求人に対して十分な手続保障が与えられないまま、書面審査のみで再審請求が速やかに棄却されるおそれがある
- 2 証拠開示について「再審請求の理由に関連すると認められる証拠」に限定すると、過去の再審無罪事件のように、無罪につながる証拠が捜査機関の手元にあるため、当該証拠が無罪につながる証拠であることは裁判所から見て、一見して明らかな場合は少ない。証拠については、広く開示されなければならない。
- 3 開示された証拠の目的外使用禁止について、禁止される行為の外延が明確でないため、支援者などに交付するなども禁止される可能性があり、えん罪被害者の救済を困難にさせる。
- 4 再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止していない。

「やはり検察がメンバーを選んでいた」再審見直しに批判相次ぐ法制審、開示文書から浮かぶ“出来レース”の構図（弁護士ドットコムニュース） - Yahoo!ニュース

早稲田大学 総長 殿  
法務省司司第183号  
令和7年4月7日  
法務省大臣官房司法法制部長  
(公印省略)  
法制審議会刑事法(再審関係)部会における調査審議への参画について(依頼)  
平素から法務行政の運営に格別の御理解と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、本年3月28日に開催された法制審議会第202回会議におきまして、法制審議会刑事法(再審関係)部会の設置が決定されました。  
つきましては、貴学教授に、下記のとおり同部会における調査審議に参画していただく存じますので、御承諾くださいますようお願い申し上げます。  
記  
編者の氏名 早稲田大学大学院教授 酒巻 匡  
内容 法制審議会刑事法(再審関係)部会における調査審議に参画していただくこと  
決定 発令済み(令和5年9月14日)  
所 〒100-8977  
東京都千代田区霞が関1  
令和7年9月13日  
月1回程度

刑刑第48号  
令和7年4月4日  
大臣官房司法法制部長 松井 信 憲 殿  
刑事局長 森本 宏  
(公印省略)  
法制審議会の部会の臨時委員等の任命手続等について(依頼)  
法制審議会第202回会議において設置が決定された法制審議会刑事法(再審関係)部会に所属させるよう、下記のとおり発令するための手続及び調査審議部会の指定について、よろしくお取り計らい願います。  
なお、下記候補者本人の内諾を得ていることを申し添えます。  
記  
委員(調査審議部会の指定)  
早稲田大学大学院教授  
委員(任命発令及)

再審法を研究している学者は入れない  
法務省の意向を尊重する学者を委員に  
結論ありきの法務省諮問

## 再審法改正論議について、刑事法学者が意見表明

「再審法改正議論のあり方に関する刑事法研究者の声明」は、石田倫識（明治大学教授）、白取祐司（北海道大学・神奈川大学名誉教授）、新屋達之（元・福岡大学教授）、川崎英明（関西学院大学名誉教授）らが呼びかけ人となって、11月19日よりはじめて、12月1日現在で、呼びかけ人17名、賛同人118名の合計135名が賛同している。内容は、「立法事実と再審の理念を踏まえた法改正の必要性」を論じている。

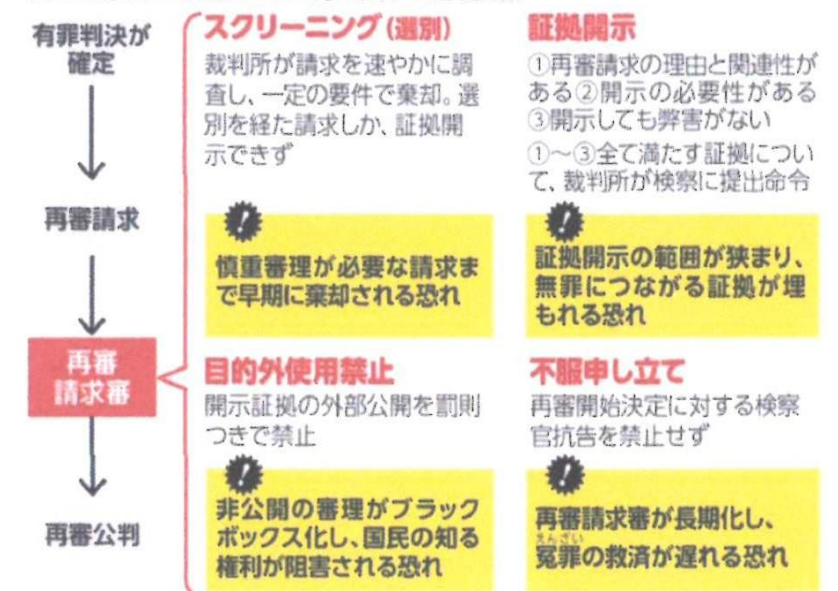
法制審議会の審議内容に危機感をもった刑事法研究者4人が12月2日、東京・霞が関の司法記者クラブで記者会見を開いて、「再審法の改正に関する意見」を公表した。研究者は、葛野尋之・青山学院大学教授、田淵浩二・九州大学教授、中川孝博・國學院大學教授、水谷規男・大阪大学教授である。

4項目にわたって、法制審議会の議論内容を批判し、あるべき再審法改正の道筋を理論的に検討する。①再審法の改正を検討するにあたっての基本姿勢、②再審のための証拠開示の在り方、③明白性の判断方法に関する判例の援用方法、④再審開始決定に対する検察官の不服申立て。

# 4月12日の朝日新聞の記事 再審事件関与の現役裁判官のインタビュー記事

- 1 検察官の抗告を認める必要はない。再審請求審では検察官は当事者ではなく公益代表者  
過去の事例を見ても検察官は安易に抗告してきた。再審開始されたら、再審公判で争うべき
- 2 証拠開示について、提出命令を満たす要件はかなり限られる。  
これまで再審開始を導いてきた証拠が出てくるかは心もとない。  
裁判所が裁量で広く開示を命じられることを明記した規定が必要。
- 3 再審請求のスクリーニングは必要がない。証拠開示をせず、  
「えん罪を闇に葬るために装置」
- 4 三審制のもとで確定した判決は盤石だという前提は人間が  
する裁判の本質を見落としている
- 5 与党や国会での議論を通して、無辜の救済に力を与える法  
改正にして欲しい

## 再審制度を見直す政府法案の懸念点



## 〈再審法〉 超党派議員連盟案（改正案）と法制審議会の答申（改悪案）の比較

争 点	現状と問題点	議員連盟案	法制審案	法制審案の問題点
検察官の手持ち証拠の開示	証拠開示の規定はなく、検察官が無罪の証拠を隠して出さない。裁判官の裁量で、検察官に証拠開示の勧告をしている。	再審請求人等から開示の請求があった場合、検察官に対し証拠の開示を命じなければならない。 →原則、証拠の開示へ	再審請求人等から開示の請求があった場合、「必要性」や「弊害」の程度（要件）などを考慮し、相当と認めるときに検察官に対し証拠の開示を命じなければならない。	証拠開示に「要件」を設けて、開示の範囲を限定。これまで裁判官の裁量で開示させることができた範囲も制限されるため、現行よりも後退。
検察官の不服申立て	検察官が再審開始決定に対して繰り返し不服申立てをするため、無実の人の救済が遅れる。	再審開始決定に対する検察官の不服申立てを全面禁止。	検察官の不服申立てを禁止しない。	現行を容認。袴田事件などで冤罪の救済を遅らせたことへの反省なし。
再審請求審の期日の指定	審理する日（期日）の指定についての規定がない。そのため、放置されて審理が始まらない。	裁判所は、再審請求人等の申立てや職権で、再審の請求の審理を行う期日を指定できる。	期日に関する規定なし。	証拠調べなどの期日が入らず、審理をしないで終了するおそれがある。
再審での裁判官の除斥・忌避	有罪判決を出した裁判官も再審請求審に関与できる。一方、再審開始決定を出した裁判官も再審公判に関与できる。	通常審や取調べに関与した裁判官を担当から除く。 →有罪判決を出した裁判官の関与を排除。	通常審などで関与した裁判官にくわえて、再審開始決定を出した裁判官も除く。	再審開始決定を出した裁判官を、再審公判に関与させず、できるだけ無罪判決を出させないようにする。

### ■ 法務省が新たに提起した改悪案

争 点	現状と問題点	法制審案	法制審案の問題点
開示証拠の「目的外」使用の禁止	現状は規定がない。法務省が新たに提起。袴田事件の「5点の衣類」のカラー写真などの公表が禁止に。	再審請求人や弁護人は開示された証拠の裁判などの目的以外に提供してはならない。これに違反した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金で処罰される。	支援運動や報道などで、事件を検証し、事件の真実や権力の不正を広く市民に知らせることができなくなる。
調査手続（選別）	現状は規定がない。法務省が新たに提起。「調査手続」を新設し、迅速に再審請求の棄却を義務付け。	再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査し、再審の請求の理由がないことが明らかな場合は請求を棄却しなければならない。	証拠も調べず、書面審理で「迅速」に再審請求を棄却する＝再審の入り口で「門前払い」する規定。再審がさらに狭い門になる。

## 法務省

法制審答申に基づき再審法改正案（刑事訴訟法の一部を改正する法律案）を今国会に提出予定

## 自民党の事前審査

部会で議論されている。特に、検察官抗告を認めることに強い反対がある  
稲田朋美議員の反対が大きく報道されている  
部会長の鈴木前法務大臣が法務省に再検討を指示したとの報道あり  
今後の展開に注目を  
但し、問題は、検察官抗告だけではない

## 法案がどうなるか

法案の内容によっては、改悪案となりかねず、反対運動を提起せざるをえないのではないか

## 法務省が自民党に示した9項目の修正案（4月15日）

- 1 検察官抗告の制限（抗告を「開始決定を取り消すべき十分な理由がある場合」に限定）
- 2 抗告審理の期間制限（抗告後の審理期間を「原則1年以内」とする）
- 3 抗告理由・再審請求理由の公表（透明性の確保）
- 4 証拠開示の基準明文化（再審請求審における検察側証拠開示に関するルールを明確化）
- 5 審理手続きの迅速化（努力義務を付則に明記）
- 6 裁判官交代に関する規定（抗告審において、再審開始決定に関わった裁判官とは別の裁判官が審理を行うことの明確化。）
- 7 再審請求者の権利保護（再審請求者が必要な証拠にアクセスしやすくなるような規定の整備）
- 8 関係者の意見聴取（再審請求審における検察官や弁護人の意見聴取の手続きの明確化）
- 9 経過措置（改正法前に申し立てられた再審事件の取扱い）

### 自民党内の15日の議論

賛成論は数人で、それ以外は異論だった（朝日新聞）

鈴木馨祐部会長「今日の議論を踏まえて、どういう対応ができるのか、法務省に検討を求めた」

さて、どうなるか

週明けに法務省が再修正案を示す予定

議連会長（柴山昌彦）「並大抵の修正では足りない」

稲田朋美「抗告を禁止して、見直し規定を入れるならいい」

抗告禁止をめぐる議論が平行線をたどれば、法案提出も断念する可能性もある（朝日新聞）

そうなれば、議連提出案成立の可能性が出てくる  
（議連案は、未だ提出されていないが）